

卷之三

第3種郵便物認可



抗議の「#MeToo」

プラカードや花を手に抗議活動をする参加者=11日、東京都千代田区、諫山卓弥撮影

11日夜
東京駅近くの駅
上に、400人以上が集ま
った。手には「#メモリ
裁判官による権教諭と
性教育を!」などのプラ
カード。作家の北原みのりさ
らが呼びかけた、「性暴力
から性暴力判決に抗議する
スタンディング・デモ」
だ。「無罪判決が相次いで
て意味がわからない」と
怖い。これでは被害者が声
をあけられなくなってしまう
う」と北原さんは語る。

被書者が「抗拒不能」と認められても、それは「乗じた」行為でないば、準強制性罪罰は成立しない。過失犯の規定がない場合を除き、「故意がなれば罰しない」という大原則を踏まえたのだ。3月12日に福岡地裁で審理された留米支部が無罪判決を下す

渡した事件では、この点が争点となつた。
裁判では、一氣飲みきさせられて眠り込んだ女性と性交した男が、法改正前の準強姦罪に問われていた。判決は、女性は酩酊して「抗拒不能」だったと認めたものの、ある程度言葉を発することができたことから、明け方にはある規定で成立しがあるひに行い裁く言い

確な拒絶の意思がなかつたため、男性は「女性が許している」と誤認する状態にあつたと判断。故意は誤認されねばならぬとして無罪言い渡した。この事件も検察側が控訴している。

なく、抵抗できない状態を
たとしつつ、男性が「同意がある」と誤信したとい
う理由で無罪とした判決はある。園田教授は「被告が
『同意がある』と身勝手に誤信しても故意が否定され
うる、刑法の仕組みに問題がある」と言う。犯性に詳
しい村田智子弁護士も

琉球大学教授によるところ、「故意までは立証できてい
て、被害者が悔しい思いをしてきた」というジレンマに
対応するため、過失立証するのは検察の責任といふ。

醉つて抵抗不能 「許容」と誤解—故意認めず

「心神喪失または抗拒不能で、無罪とした。」
「抗拒不能」は「意思決定の自由を奪われた状態」といふ意味。耳慣れない言葉だが、準制性文罪の要件だ。日本の刑法は「同意のない性交」だけでは罰せない。「暴行または脅迫」を加えたり性交した場合は強制性文罪（旧・強姦罪）だ。

めには、被書者の抵抗が「著しく困難」になるほど、「暴行・脅迫」や「抗辯不能」が必要だと解釈されてきた。

がら、「人格を完全に支えていた」とまでは認めがたいから無罪というのを理解するが、なぜか判決は「心理的不全」と話す。「心理的不全」は「精神科医の鑑定」によるもので、過去の裁判例に記載されている。そこで、裁判官は「女性が心理的に抵抗できない状態にあった」という精神科医の鑑定を提出された。判決はこの「法律上は抗拒不能とは異なる」と述べる。

性的虐待を受けた、被害当事者団体Springの代表理事・山本潤さんは、「育ててくれる人から性的モノとして扱われることがどういう影響を与えるか、わかつてない。被害者だからという認識もなかなか持てず、自分を顧慮させる」ともある。そこから逃れないと相談できないのに、「裁判所は否定した」と語

件にした場合は冤罪が増む可能性がある」と危惧する声もあり、議論は続く。また、同意の有無を要件にしても、故意が認められないければ犯罪が成立しないとは変わらない。海外でも模索が続く。」
ウエーテンは昨年の刑法改正でレイプ罪の「暴行・強制」要件を撤廃し、「当事者の自発的な同意がない交際は犯罪」と位置づけた。

娘の同意なく性交—「抵抗著しく困難」否定

性暴力をめぐる司法判断に、疑問の声が広がっている。女性の意思に反した性交だと認めた場合、「抵抗が著しく困難だったとは言えない」や「抵抗できていなかった」との理由で無罪とする判決が続いているためだ。なぜ、そういう判断が出るのか。（河原理子）

能だったとはいえない」として、無罪とした。

めには、被害者の抵抗が「著しく困難」になるほど
の「暴行・脅迫」や「抗拒不能」が必要だと解釈され
てきた。

がら、「人格を完全に支配していくとまでは認めがたい」から無罪というのは何事だ」と話す。「心理学は規矩不能な点で忍耐う。

性的虐待を受けた、被害当事者団体Springの代表理事・山本潤さんは、「育ってくれる人から性的モノビリヤくつらうことが

件にした場合は冤罪が増える可能性がある」と危惧する声もあり、議論は続く。また、同意の有無を要件にして、文責が忍びうる

性暴力無罪判決続々疑問

支配従属関係にあつたとは認められない」などと、て、抵抗が「著しく困難」とまでは言えないとした。

は断した。刑事裁判官を長く務めた弁護士の木谷明さんは「説得力が足りない。被告の人権は大切だが、この

「鈍感な人ほど無罪になりやすい、ということになりかねない」と指摘し、「性犯罪では故意の認定が難